

経営 VOL.65

『個人情報保護』について整理しましょう ①

ここ最近、企業の情報漏洩が相次いでおり、巨額の賠償金が発生しているニュースなどが盛んに報じられていますが、クリニックの経営者である皆様も、全くの他人事ではなく、油断していると「明日は我が身」なのです。

このようなお話をさせて頂くと、『もちろん、患者さんの情報を扱っているので漏れないように注意はするが、そもそも、漏れてはいけない「個人情報」ってどの範囲まで差すのか、また、そもそも、我々のような小さなクリニックも「個人情報取扱事業者」になるの?』という疑問を投げ掛けて来られます。

今号では、まず、改めてクリニックは「個人情報の取扱い」において、どのような義務があるのか整理したいと思います。

【そもそも、「個人情報」とは何なのか?】

厚生労働省の『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』(もし、ご存知なければ一度ご覧下さい)によると、「個人情報」とは、『医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報』であり、そのうち『医療・介護関係の情報を対象』とし、また、『診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当』となっております。

また、『当該患者・利用者が死亡した後においても、当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする』とも記載されております。

つまり、医療・介護関係事業者が漏洩してはいけないとされる「個人情報」とは、『生存或いは死亡した個人の診療情報・利用情報』ということになります。

【「個人情報保護法」に定義されている「個人情報】

それでは、クリニックは診療情報だけ漏洩させなければ良いのか、というお話になりますが…、決してそうではありません。このガイドラインの元である『個人情報保護法』では、個人情報について以下の通り定義しています。

第二条 この法律において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

結局、個人情報とは『個人を特定出来る全ての情報』であり、クリニックにおいても患者さん・スタッフの情報については、全て漏洩しないようにしなければならない、ということです。

【個人情報取扱事業者とは?】

次に、クリニックは「個人情報取扱事業者」に該当するのかについてですが、法令上、『識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても五千を超えない事業者(小規模事業者)は事業者としての義務を負わない』ということになっております。

しかし、ガイドラインでは『患者・利用者の立場からは、どの医療・介護関係事業者が法令上の義務を負う個人情報取扱事業者に該当するかが分かりにくいこと等から、個人情報取扱事業者としての法令上の義務等を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求める』と定められているのです。

つまり、法的に対象外の規模であっても医療・介護事業者は遵守する立場であると明確にされているということです。

【さらに、「個人情報」と「プライバシー情報」の違いとは?】

「個人情報」については先述の通り「個人を特定出来る全ての情報」であり、医療・介護事業者はそれを守るべき立場であることは確認しましたが、それだけで良いのでしょうか。

と申しますのは、余り区別されずに使われている「プライバシー情報」についても気をつけなければならないからです。

プライバシーとは、『個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利』と意味付けされており、「個人情報」のように法的に保護されなければならない情報と明記されていないものの、当然「守られるべき情報」として解釈されているようです。

【もしも、情報を漏洩してしまったらどうなるの?】

個人情報取扱事業者に該当しなければ、仮に、個人情報を漏洩したとしても保護法の罰則の対象にはなりません。

しかし、『個人情報の漏洩でプライバシーが侵害された!』と訴えられたら民法上の『不法行為』となり損害賠償や慰謝料の対象になりますし、インターネットに投稿する等、故意に漏洩した場合には「名誉毀損罪」、場合によっては「侮辱罪」等、刑事罰の対象になる可能性があります…。

【今号のまとめ(クリニックにおける個人情報の取扱い)】

医療・介護事業という業種、また、法の対象にならない小さな規模であったとしても『原則として、当院で扱う全ての情報は漏洩してはいけないのである』と院内全体で意識を共有する必要性が、今号でお分かり頂けたかと存じます。

それを踏まえ、次号では我々が長年培った多くの“失敗事例”から、クリニックとして“気を付けなければいけないこと”やその“対策”についてお話しをさせて頂きます。